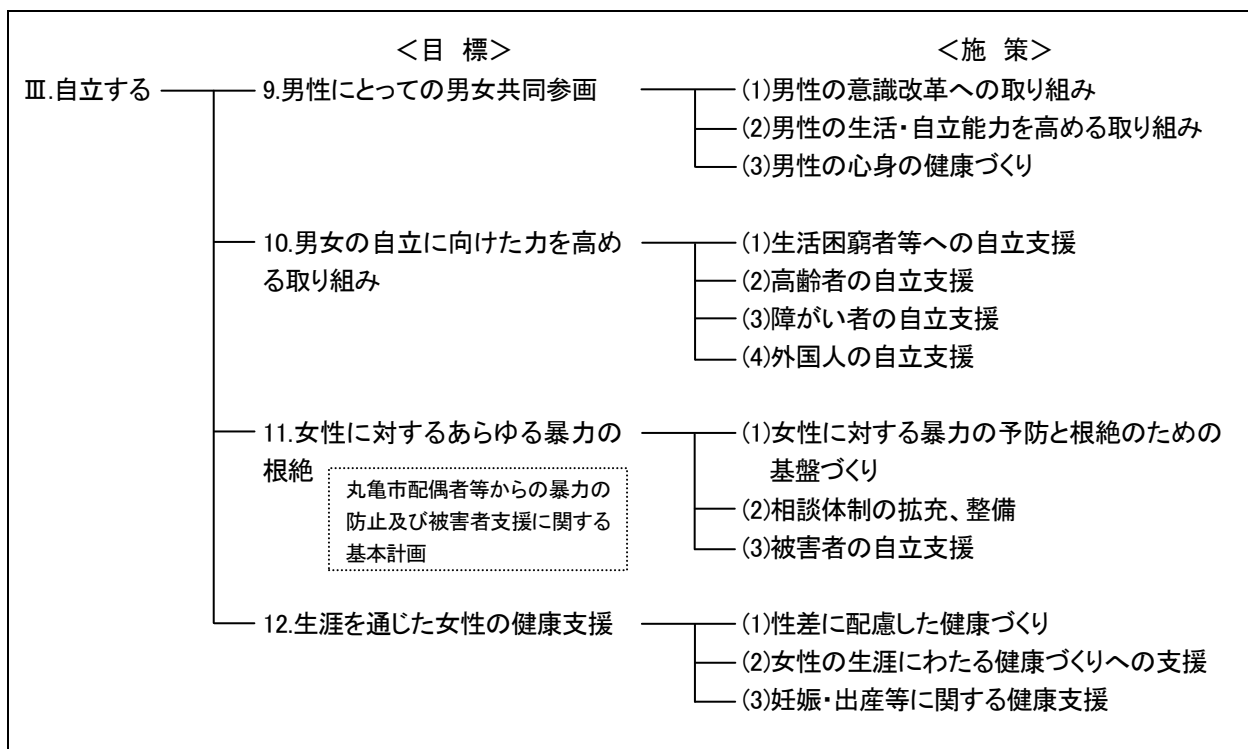


Ⅲ. 自立する

男女共同参画社会とは、多様な生き方を尊重し、すべての人が自分の能力や適正を生かして活躍できる社会であり、自らの人生に生きがいを持ちながら自立して生活できる社会です。平成 21 年度に実施した「男女共同参画に関する市民アンケート調査」では、男性が女性とともに家事・子育て・介護・地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要かをたずねています。その結果、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくすること」が 64.7%と最も高く、次いで「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が 52.3%となりました。このことから分かるように、男性の意識改革は男性自身が暮らしやすくなるだけでなく、すべての人が暮らしやすい社会を創っていくためにも必要不可欠なものと考えられています。

女性に対する暴力は女性に恐怖と不安を与え、活動を束縛し、自信を喪失させるなど、女性が主体的に生きる権利を踏みにじるものです。決して一部の不運な女性だけの問題ではなく、社会全体の問題であり、被害者女性の自立支援と再発防止のための取り組みが求められます。また、生活様式・社会環境の変化や長寿化は、私たちの健康にもさまざまな変化を与えており、特に女性は妊娠・出産の可能性があるため、男性とは異なる健康上の問題に直面することになり、生涯を通じた健康を考えていくことが必要です。このため、丸亀市では、一人ひとりの生き方を大切にしながら、すべての市民が自立し、健康で安心した生活ができるように施策を推進します。

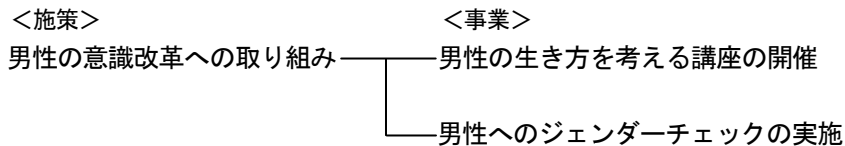


目標9 男性にとっての男女共同参画

(1) 男性の意識改革への取り組み

個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現は、男性にとっても暮らしやすい社会であることから、男女共同参画を男性の視点から捉えることが必要です。平成21年度に丸亀市が実施した「男女共同参画に関する市民アンケート調査」において、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだと思いますか」とたずねたところ、丸亀市の男性の52.8%が「思う」と答えています。これは、平成21年度の国の調査結果より11.5%も高い結果となっています。このことから分かりますとおり、男性に対する意識改革は、まだまだ進んでいないのが実情です。

男性の地域生活や家庭生活への参画を進めるためにも、男性自身が固定的性別役割分担意識に捉われないように、意識啓発を進めていきます。

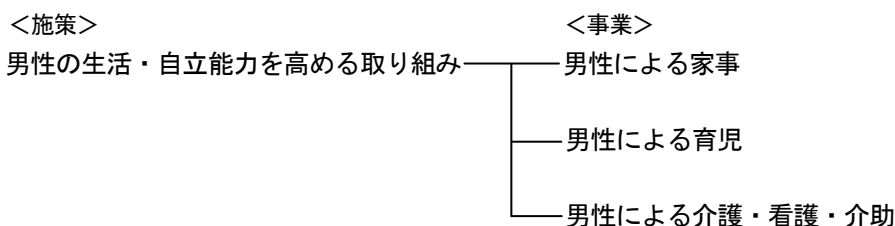


事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【58】 男性の生き方を考える講座の開催	男性がジェンダーにとらわれない視点で自らの生き方を考え、多様な生き方に気づくように、学習機会を提供します。 ・退職後の生活設計等、男性のライフセミナーの開催 ・ボランティア活動・地域活動・市民活動などの体験参加	男女共同参画室 地域振興課
【59】 男性へのジェンダーチェックの実施	ジェンダーチェックを行い、男性自身が固定的性別役割分担意識にとらわれていることに気づくような学習機会を提供します。 ・性別役割分担意識に気づくためのジェンダーチェックの実施	男女共同参画室

(2) 男性の生活・自立能力を高める取り組み

平成21年度に実施した「男女共同参画に関する市民アンケート調査」によれば「家族の望ましい家事分担」についての問いに対して、「夫婦が協力して」という回答よりも、「家族が協力して」という回答の方が、6項目中3項目で上回っていました。また、実際の家事分担についての問いに対しては、「主に妻」が行っているという回答が多くなっています。

したがって、男性自身が持つ固定的な性別役割分担意識の変革を促すとともに、日常生活の中で家事・子育て・介護に必要な知識と技術を身に付け、家庭生活や地域生活に主体的に関わることができるように、男性のさまざまな自立能力を高める取り組みを支援します。

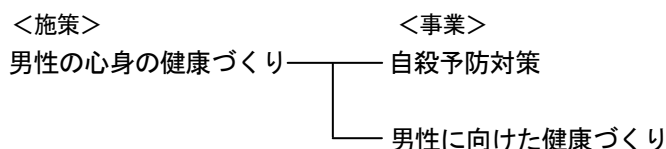


事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【60】 男性による家事	<p>家族の一員としての責任を果たし、家庭生活における自立を促すため、男性が家事に対する知識や技術を習得できるように支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性を対象とした料理教室の開催 ・親子料理教室への男性の参画 	健康課 地域振興課
【61】 男性による育児	<p>妊娠・出産・育児において男女が協力し、共に子育ての楽しさを分かちあうことが大切です。そのため、男性が育児に対する知識や技術を習得できるように支援します。また、男性が親としての意識を持ち、主体的に育児に関われるように、さまざまな取り組みを支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃんを迎える教室等、父親が子育てに関わるための支援 ・保育所・幼稚園での親子活動における父親参加の促進 ・父親の育児参加に関わる市民活動への支援 	健康課 子育て支援課 学校教育課 地域振興課
【62】 男性による介護・看護・介助	<p>ともすれば女性に集中する傾向が強い介護等への男性の参画を促すため、男性が介護等に対する知識や技術を習得できるように支援します。また、介護休暇制度の利用をはじめ、男性が主体的に介護等に関われるよう取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護教室に男性の積極的な参加を促す取り組み ・公的介護への認識を高める取り組み 	高齢者支援課

(3) 男性の心身の健康づくり

男性が、生涯を通じて健康で充実した生活を送るためには、自ら生活習慣を見直すなど、自発的な健康管理や健康づくりに取り組むことが必要です。

そのために、心身の健康についての正確な知識や情報を提供し、健康を享受できるような支援を推進します。さらに、精神面において孤立しやすい男性が、家庭・地域・職場において生き生きと心豊かに生活するため、ストレスの軽減や自殺の予防、こころの病気に対処できるような対策を進めます。



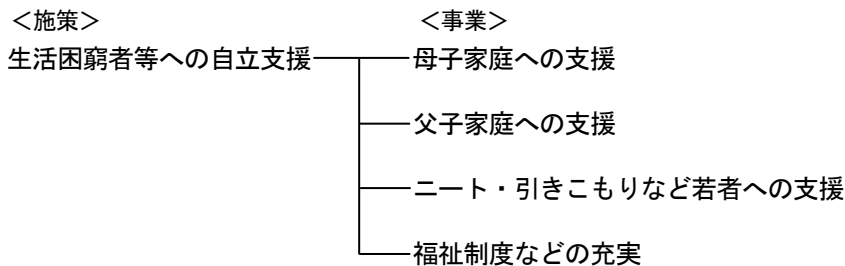
事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【63】 自殺予防対策	精神面で孤立しやすい男性が過労死や自殺に至らないように、周囲の人たちも含めた啓発や質の高い相談体制を充実させます。 ・うつ病等こころの健康問題への対策 ・質の高い新しい相談体制の構築	健康課 産業振興課
【64】 男性に向けた健康づくり	男性の生活・自立能力を高めるような、「食」を含めた心身の健康維持についての情報提供を積極的に進めていきます。 ・自己の健康管理に関する講座の開催 ・健康診断の受診率促進 ・ライフスタイルにあった健康習慣の推進	健康課

目標 10 男女の自立に向けた力を高める取り組み

(1) 生活困窮者等への自立支援

昨今の厳しい経済状況から、男女を問わず、若年層から中高年世代まで不安定雇用が増加し、経済的に困窮した市民が増加しています。とりわけ、母子家庭の生活困難の背景には、固定的性別役割分担とそれに基づく就業構造による収入の男女格差があり、父子家庭においては、非正規雇用の問題に男性も加わるようになるとともに、地域での孤立が問題視されるようになっていきます。

このようなひとり親家庭や若年層の生活が安定するように、就業支援や福祉制度を充実させ、必要などころに必要な支援が届くように、生活に関わるあらゆる相談にきめ細かに対応し、地域社会とつながりのある生活ができるように支援を進めます。

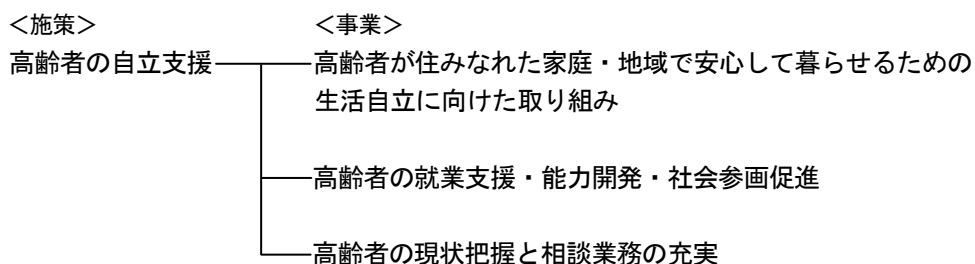


事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【65】 母子家庭への支援	母子家庭の経済的自立に向けて、就業相談や職業訓練など、就業のための多様な支援対策を推進します。 ・母子家庭自立支援対策事業の充実による就業支援 ・母子自立支援員事業の充実 ・市営住宅への優先入居の実施	子育て支援課 産業振興課 住宅課
【66】 父子家庭への支援	就労状況や子どもの実情を把握し、父子家庭の実態に応じた支援を行います。 ・父子家庭の実態調査の実施 ・父子家庭に対する相談体制の充実	子育て支援課
【67】 ニート・引きこもりなど若者への支援	ニートや引きこもりの若者に関する情報を収集するとともに、よりよい相談方法や支援組織を構築していきます。 ・カウンセラーなど専門家による相談事業の創設 ・関係機関・民間支援団体などの情報収集、提供 ・就業支援のため、ハローワークとの連携の推進	地域振興課 学校教育課 産業振興課
【68】 福祉制度などの充実	母子・父子家庭の区別なく、教育費の負担軽減など世帯や子どもの実情に応じた各種福祉施策を実施することにより、ひとり親家庭の自立と子育てを支援します。 ・低所得世帯への経済的支援 ・教育費の負担軽減の推進 ・相談事業に携わる職員へのカウンセリング技術の研修 ・それぞれの窮状に即したきめ細かな情報提供	子育て支援課 教委総務課

(2) 高齢者の自立支援

高齢者が増加する中で、高齢社会を豊かで活力ある社会としていくためには、支えられる世代として高齢者を位置づけるよりも、自立した高齢者として位置づけることが重要です。

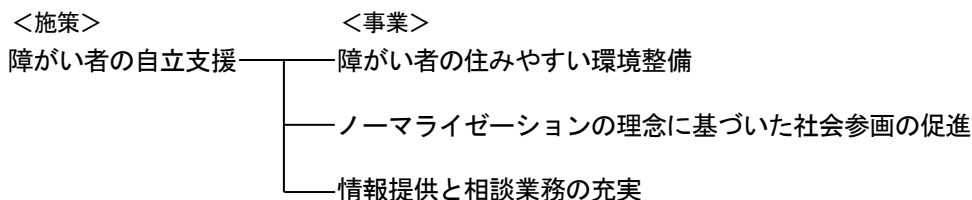
住み慣れた環境で、他の世代と同様に自立して生活できるように、相談業務の充実を図り、高齢者の立場に立った環境整備を進め、高齢者に対し社会を支える一員としての役割を積極的に提供します。



事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【69】 高齢者が住みなれた家庭・地域で安心して暮らせるための生活自立に向けた取り組み	高齢者が、地域で安心して暮らしていくための環境整備を図り、地域社会全体で高齢者の生活自立を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の周知 ・高齢者の日常生活への支援 ・高齢者の住みやすい環境の整備 ・高齢者虐待問題や消費者被害などへの対応 ・男女の違いに配慮した介護と予防 ・介護保険の有効利用 	高齢者支援課 地域振興課
【70】 高齢者の就業支援・能力開発・社会参画促進	高齢者が、意欲・能力に応じて、安心と生きがいを持って社会参画できるような機会を提供します。 <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動、地域活動に参加する高齢者への支援の充実 ・高齢者のボランティアへの参画促進 ・高齢者が地域で自立して暮らしていくための学習機会の充実 ・シルバー人材センターの活用 	高齢者支援課 地域振興課
【71】 高齢者の現状把握と相談業務の充実	高齢者を取り巻く実情を把握し、必要な情報を提供するとともに、多様な相談ニーズに対応できるよう、相談業務を充実させます。 <ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市における独居高齢者や寝たきり高齢者、高齢者世帯の現状調査の実施 ・相談業務の充実 	高齢者支援課

(3) 障がい者の自立支援

障がいのある人すべてが、一人の人間として尊重され、社会の一員として日常生活を営むことができるような環境を整備します。また、障がいのある人もない人も、ともに活動できるような施策を推進します。

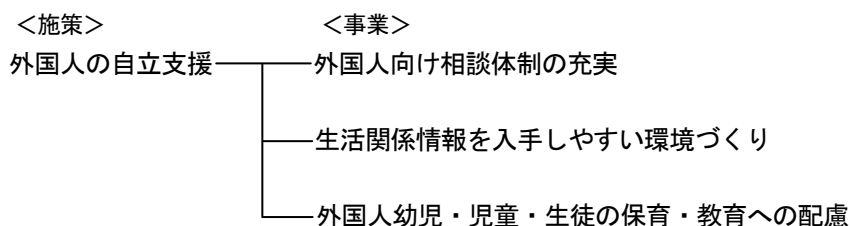


事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【72】 障がい者の住みやすい環境整備	障がい者が地域で安心して暮らせるように、介助者は仕事と介護・介助が両立できるように、さまざまな制度を活用しながら、環境整備に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援費制度の適切な運営 ・ 障がい者が安心して暮らせる居住環境整備への支援 ・ 障がい者支援に携わる民間団体の活動支援 ・ ごみのふれあい戸別収集の実施 ・ すべての人が安全に移動できる、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 	福祉課 住宅課 建設課 クリーン課
【73】 ノーマライゼーションの理念に基づいた社会参画の促進	ノーマライゼーションの理念に基づいて、障がいのある人もない人も、共に生活し活動できるように、障がい者の自立や社会参画を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模通所作業所の運営補助 ・ 丸亀市身体障害者福祉連合協会への活動支援 	福祉課 産業振興課
【74】 情報提供と相談業務の充実	障がい者を取り巻く実情を把握し、必要な情報を提供するとともに、多様な相談ニーズに対応できるように、相談業務を充実させます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な相談に対応し、支援につなげる相談体制の整備 ・ 地域での見守り・支援活動の構築 	福祉課

(4) 外国人の自立支援

日本社会で生活する外国人は年々増加し、丸亀市においても、平成 23 年 1 月末現在、27 か国、1,520 人の外国人が居住しています。その人たちの中には、言葉や価値観、文化の違いから、子育て、就学、就職等、さまざまな生活上の問題に直面していることが少なくありません。特に外国人女性の場合、外国人であることに加え女性であることから、より多くの困難を抱えている場合もあります。

国籍や民族を問わず、全ての人が違いを認め合い、尊重しあう暮らしやすい多文化共生社会を築きます。



事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【75】 外国人向け相談体制の充実	外国人、特に外国人女性が相談しやすいように、実態を踏まえた相談体制を充実させます。 <ul style="list-style-type: none"> ・外国人向け相談窓口の設置 ・通訳ボランティアなどの登録及び活用 ・ニーズに応じた外国人の支援及び相談の充実 	秘書広報課
【76】 生活関係情報を入手しやすい環境づくり	外国人の自立した生活を支援するために、日本語教室を開催するとともに生活情報を多言語で提供します。 <ul style="list-style-type: none"> ・生活関係情報の多言語での提供 ・日本語教室の充実 ・国際交流協会会報誌「フロンティア」の充実 ・市ホームページにおける外国語コーナーの充実 ・市民や市民団体における身近な国際交流活動の促進 	秘書広報課
【77】 外国人幼児・児童・生徒の保育・教育への配慮	外国籍の子どもの就学等について、実態を踏まえた支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・外国人幼児・児童・生徒の教育を支援する事業の推進 ・外国人幼児・児童・生徒の保育・教育環境の整備 	学校教育課 子育て支援課

目標 1 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

【丸亀市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画】

■計画策定の趣旨

男女共同参画社会は個人が尊重される社会であり、その根幹にある理念は人権の確立です。男女の個人としての尊厳が重んじられるとともに、性別にかかわらず個人が能力を発揮でき、自らの存在に誇りを持つように男女の人権を尊重することこそが大切です。

しかし、男女の性別に起因する暴力、すなわち夫・妻・パートナーからの暴力（ドメスティックバイオレンス、以下「DV」という。）、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など人権を踏みにじる行為が後を絶たないのが現状です。これらの人権侵害行為の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者等が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し男女平等の実現の妨げとなっています。これらの暴力の根絶は、男女がともに個人として尊重される社会を実現するために、早急に対応すべき重要な課題なのです。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、DVを防止し、被害者の心身の安全を確保し、自立に向け支援するための施策を講ずる必要があります。このことは、女性に対するあらゆる暴力を根絶しようと努めている国際社会における取り組みにも沿うものです。

■基本理念

- すべての人は、安心・安全に暮らし、自分の生き方を自分で選び取り、人生を豊かに生きる権利を有しています。
- DVは「家庭内の問題」や「個人的な問題」にとどまらず、「社会的な問題」です。
- DVは犯罪となる行為をも含む人権を侵害する行為です。
- DVの被害者の多くは女性であり、その背景には、男女の不平等な関係があることから、その根絶のためには、人権の確立と男女平等の実現が不可欠です。
- DVの被害者は、国籍や年齢、障がいの有無等を問わずその人権を尊重され、適切な支援を受けることができる権利を有します。
- 市は、国・県及び関係団体と連携・協力しながら、DVを防止するとともに、DV被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を行う責務を有します。



女性に対する暴力根絶のための
シンボルマーク
(内閣府男女共同参画局)

■これまでの取り組みと策定の経緯

平成13年4月、国は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を行うことを目的として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）」を制定しました。それまで家庭内の個人的な問題とされてきたDVについて、男女の対等なパートナーとしての意識の欠如や女性の経済的自立の困難さなどから、身近に起こりうる構造的問題であり、社会全体で解決すべき課題であると認識されました。

その後、平成16年12月に1回目の法改正が行われ、①DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること、②DVの範囲拡大、③保護命令制度の強化などが明記されました。

香川県においては、平成14年度から子ども女性相談センターを「配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）」として位置づけ、DV被害者の相談業務や一時保護などさまざまな取り組みを行っており、平成18年3月には「香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」を策定しています。

丸亀市においても、平成20年4月施行の「丸亀市男女共同参画推進条例」の中に性別による人権侵害行為の禁止が明記され、平成19年度から「丸亀市家庭等における暴力対策連絡会設置要綱」を定め、関係機関と連絡し、組織的に対応しています。

さらに、平成19年7月のDV防止法改正で、市町村においても基本計画の策定及び支援センター業務の実施が努力義務とされたことに伴い、「第2次男女共同参画プランまるがめ」の中に包含する形で「丸亀市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定することとします。

丸亀市男女共同参画推進条例（抜粋）

（基本理念） 第3条

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。

（性別による人権侵害の禁止） 第7条

何人も、あらゆる場において、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動によって相手方を不快にさせ、生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。）
- (3) ドメスティック・バイオレンス（配偶者、恋人等の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為をいう。）

（相談及び苦情への対応） 第18条

市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関して、市民又は事業者から相談があったときは、関係機関と連携して適切に対応するものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抜粋）

（都道府県基本計画等）

第2条の3

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センター）

第3条

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- （1） 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - （2） 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - （3） 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - （4） 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - （5） 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - （6） 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者から暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

■計画の性格と役割

DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく計画であり、「第2次男女共同参画プランまるがめ」の目標11「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の達成を目指すための計画として、本市におけるDV防止対策に関する施策の基本的方向と具体的な取り組みの内容について定めるものです。

■計画の期間

「第2次男女共同参画プランまるがめ」と同様に平成23年度(2011年度)から平成28年度(2016年度)までの6年計画とします。

ただし、DV防止法の改正等により基本的な事項の見直しや新たに基本計画に盛り込むべき事項等が生じた場合、必要に応じ見直すこととします。

■計画の視点

DV防止対策の推進にあたっては、DVに対する市民の正しい理解を促進し、関係機関と連携しながら、配偶者等からの暴力の被害者(以下「DV被害者」という。)の人権を尊重した適切な対応や支援のための施策を総合的に実施していく必要があります。

本計画は、国の基本方針に則し、かつ、香川県策定の「香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」を勘案しつつ、DV被害者に最も身近な行政主体である市として、DV被害者の立場に立ち、相談・保護・自立支援の各段階で切れ目のない支援に取り組むための計画とします。

■丸亀市におけるDV相談の現状

・丸亀市におけるDV相談受付件数等(電話・来所・訪問の合計) / 丸亀市子育て支援課

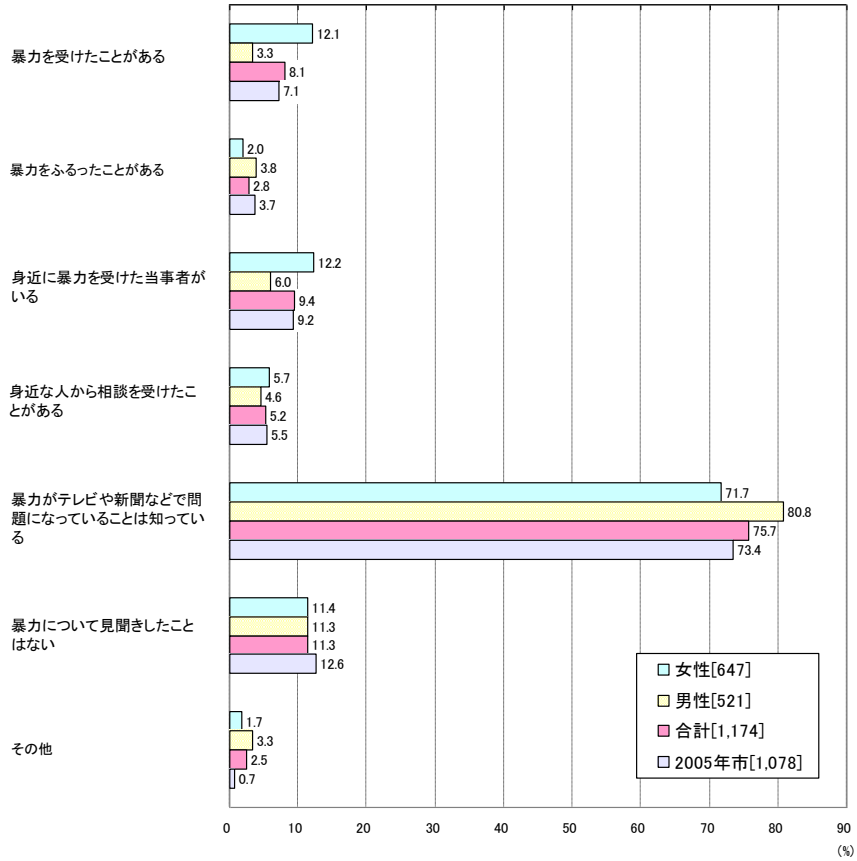
		21年度	20年度	19年度	18年度
DV (被害者数)	総件数	78件	50件	89件	148件
	実人数	31人	26人	30人	36人
	身体的	21人	16人	15人	22人
	精神的	10人	10人	15人	13人
	性的	0人	0人	0人	1人
女性相談延件数		125件	113件	198件	204件
女性相談実人数		64人	58人	67人	70人

※女性相談とは、日常生活の中で直面するさまざまな悩みや問題の解決を図るために丸亀市が実施している相談です。この相談は、女性の相談員が受けています。

※女性相談は児童虐待についての相談窓口と同じ、子育て支援課で実施していますが、高齢者の虐待については、地域包括支援センターで相談受付をしています。

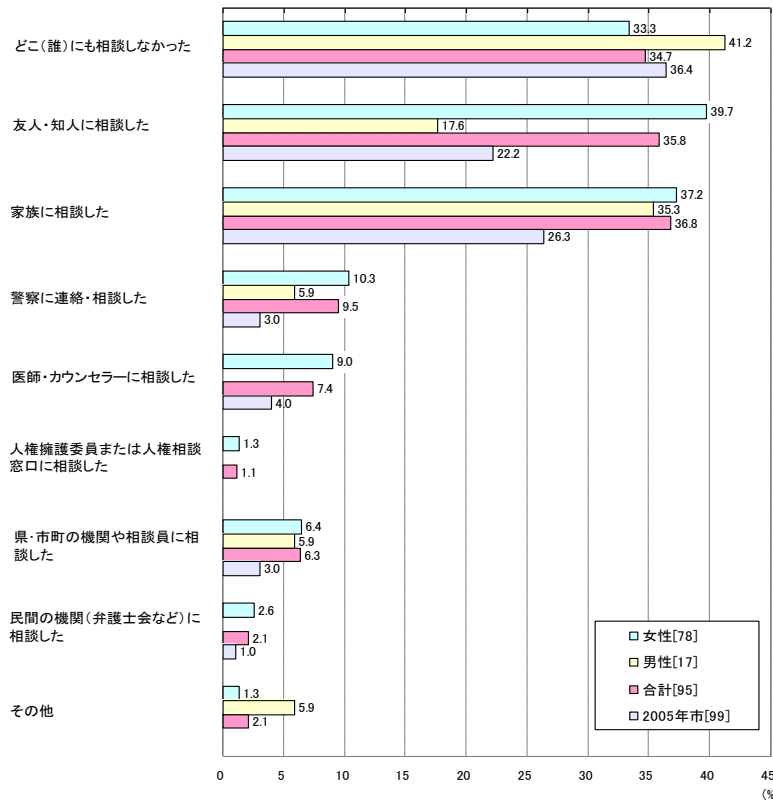
・平成21年度男女共同参画に関する市民アンケートより（抜粋）

問 22 あなたは、ドメスティック・バイオレンス（夫婦、恋人同士などの親しい間で、身体的・精神的・経済的な暴力などを受けること）を経験したり、身近で見聞きしたりしたことがありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。（複数回答）



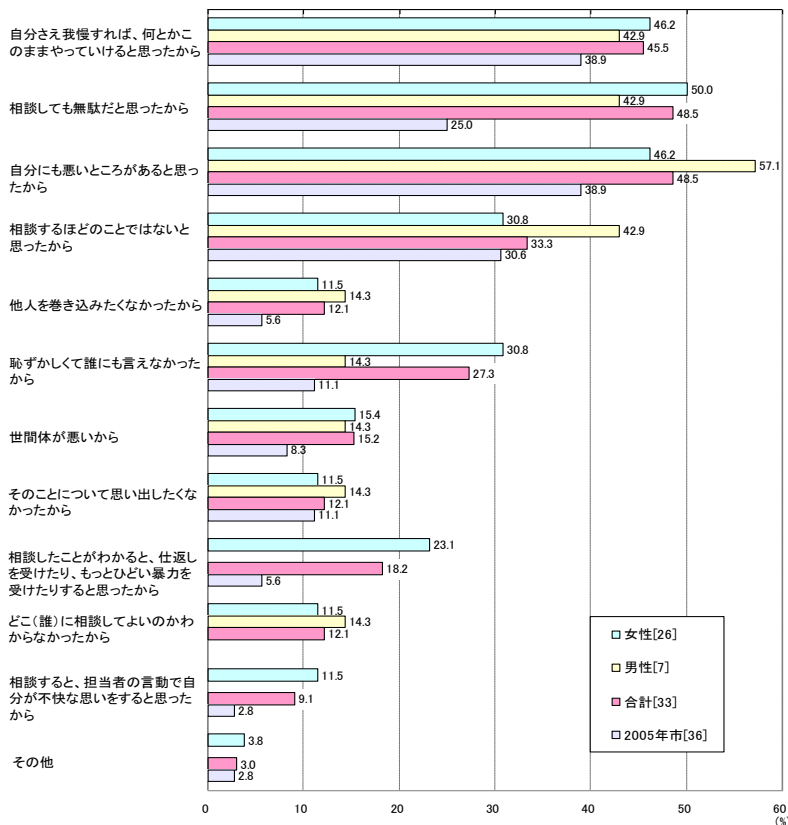
「暴力を受けたことがある」と回答したのは、男性が3.3%であるのに対して、女性は12.1%となっている。「暴力をふるったことがある」と回答したのは、女性2.0%、男性3.8%となっている。女性の8人に1人が暴力を受けた経験を持っていることになる。

問 23 問 2 2 で「1. 暴力を受けたことがある」と回答した方におたずねします。あなたは、そのことを誰かに打ち明けたり、相談したりしたことがありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答)



「家族に相談した」が36.8%と最も高く、次いで「友人・知人に相談した」35.8%となっている。一方、約3割は「どこ(誰)にも相談しなかった」と回答している。

問 24 問 2 3 で「1. どこ(誰)にも相談しなかった」と回答した方におたずねします。相談しなかったのはなぜですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答)



(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

暴力は、性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されることではありません。しかし、DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などのほとんどが女性に対する暴力となっています。

暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女がともに認め合い、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成に大きな障害となるものです。

そこで、女性に対する暴力を絶対に容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進し、暴力が発生しない環境をつくりまします。

<施策>

女性に対する暴力の予防と根絶のための
基盤づくり

<事業>

市と市民の連携による予防啓発・学習の充実
若年層への予防啓発、教育・学習の充実
セクシュアル・ハラスメントのない環境づくり
犯罪防止に配慮した環境整備
再発防止への取り組み

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【78】 市と市民の連携による予防啓発・学習の充実	配偶者等からのDV等暴力の実態把握に努め、男女がお互いの人権を守り、尊重しあいながらパートナーシップを構築するように、あらゆる機会を通じて啓発活動を進めます。 ・女性に対する暴力に関する実態調査 ・女性に対する暴力の根絶に向けた広報・啓発活動の強化 ・女性に対する暴力についての行政職員・教職員の研修	男女共同参画室 職員課 学校教育課
【79】 若年層への予防啓発、教育・学習の充実	暴力を伴わない人間関係を築くため、若年層に対する予防啓発や教育・学習を推進します。 ・DVやデートDV防止に関する啓発パンフレットの作成と有効活用 ・暴力を伴わない人間関係を構築する学習の推進	男女共同参画室 学校教育課
【80】 セクシュアル・ハラスメントのない環境づくり	セクシュアル・ハラスメントは、女性の尊厳を傷つけ能力の発揮を妨げる社会的に許されない行為です。雇用の場だけでなく学校や地域等社会全体におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発や研修を推進します。 ・モデル事業所の紹介 ・教育現場でのセクシュアル・ハラスメント防止への取り組み ・コミュニティなど市民活動の場に対してセクシュアル・ハラスメントを防止する啓発を実施	男女共同参画室 産業振興課 学校教育課 地域振興課
【81】 犯罪防止に配慮した環境整備	犯罪被害が発生しないように犯罪防止に配慮した施設を普及させ、安全・安心のまちづくりを推進します。 ・防犯灯の整備 ・市営住宅内防犯設備の充実 ・通学路や公園等における防犯・安全対策の強化	建設課 地域振興課 住宅課 学校教育課 都市計画課

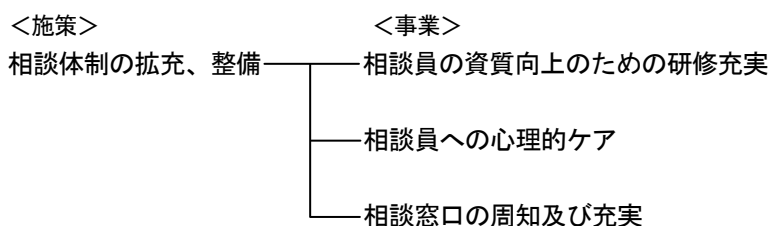
<p>【82】 再発防止への取り組み</p>	<p>配偶者やパートナーからの暴力被害の再発を防ぐため、加害者更生プログラムについて、その効果的な実施方法を含めた調査研究を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力に頼らない問題解決方法が身に付くような効果的な方法の研究 ・加害者の更生に関する情報収集 	<p>子育て支援課 男女共同参画室</p>
----------------------------	--	---------------------------

(2) 相談体制の拡充、整備

女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、被害者となった場合は被害からの回復を図ることが重大です。

平成21年度に実施した「男女共同参画に関する市民アンケート調査」によると、本市でもパートナーからの暴力を受けた体験があるにもかかわらず、どこにも相談しなかった女性が少なくありません。その理由として相談先が分からなかったとの回答もあり、あらゆる機会を通じて相談窓口の周知に努める必要があります。

また、本市では、被害者に一番身近な行政主体として、支援の始まりである相談事業に重点的に取り組みます。そのため、相談体制の拡充・整備、被害者に対する更なる被害（二次的被害）が生じない配慮の徹底など、安心して相談できる体制づくりを進めていきます。



事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【83】 相談員の資質向上のための研修充実	<p>カウンセリングの手法を身に付けるとともに、被害者の更なる被害（二次的被害）が生じない配慮をするなど、被害者の人権に配慮した対応を行うように、相談員の資質向上に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談業務担当者の研修充実 現場対応に重点を置いたケーススタディの実施 	子育て支援課
【84】 相談員への心理的ケア	<p>相談員の深刻なストレスに対処するため、精神的ケアの取り組みを推進し、相談対応能力維持に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談員への心理的負担軽減への取り組み 	子育て支援課
【85】 相談窓口の周知及び充実	<p>配偶者暴力相談支援センターのような機能を持った相談窓口を整備し、プライバシーの保護、安心と安全の確保など、暴力を受けた女性が相談しやすい環境を整備していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の周知 プライバシーが守れる相談室の充実、整備 	男女共同参画室 子育て支援課

(3) 被害者の自立支援

県及び市の関係機関との連携を核としつつ、民間団体を含めた広範な関係機関の参加と相互協力の下、被害者の保護から自立支援に至る各段階にわたり、被害者の置かれた状況や地域の実状に応じた切れ目のない支援を行います。

<施策>

<事業>

被害者の自立支援——被害者の状況に配慮したきめ細やかな切れ目のない保護、自立支援

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
<p>【86】 被害者の状況に配慮したきめ細やかな切れ目のない保護、自立支援</p>	<p>被害を受けた女性の立場を十分考慮したサポート体制の充実に努めるとともに、被害者の状況に応じて迅速に対応できるように、関係機関と連携を取りながら各種相談による精神的な支援をはじめ、住宅の確保、就業支援の実施など、被害者に向けた総合的な支援を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市家庭等における暴力対策連絡会の連携強化 ・DV対応マニュアルの作成 ・被害者が自立して生活するための支援体制の整備 	<p>男女共同参画室 子育て支援課 高齢者支援課 福祉課</p>

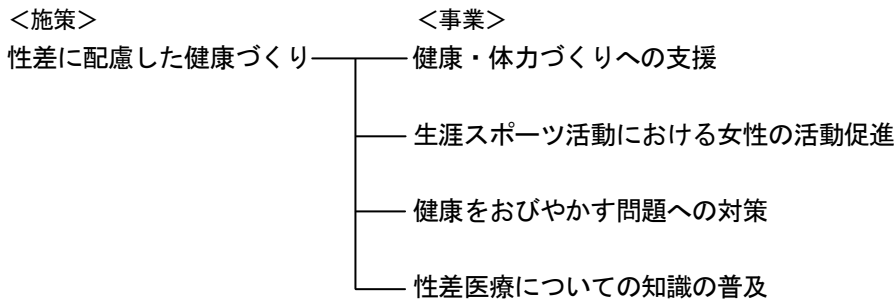
目標 1 2 生涯を通じた女性の健康支援

(1) 性差に配慮した健康づくり

すべての人が生涯を通じて、その時々々の健康状態に応じて適切に自己管理できることは、男女がともに主体的に行動し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受できるという男女共同参画社会の前提です。

性差医療の重要性が認識されている現在、市民の健康づくりの支援にこれまでにない視点が必要となっています。男女で罹患状況が異なるなど、精神的・身体的性差や生活習慣の差などを踏まえ、男女の特性に応じた健康支援を進めます。

また、スポーツによる市民の健康保持・体力づくりでは、女性が指導的立場で活躍できる環境を整え、心身ともに健康で活力ある生活を形成するための生涯スポーツの振興につなげます。さらに、健康をおびやかすさまざまな問題への対策を進めることで、心身の健康被害を防ぐだけでなく、家庭崩壊や犯罪の原因になりかねない社会の病理から市民を守る対策を推進します。



事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【87】 健康・体力づくりへの支援	健康的な食生活習慣の確立や適切な運動習慣の普及など、疾病予防のみならず、健やかに年を重ねるための体力づくりや心身の健康づくりへの支援を、各世代にあわせて行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもころからの食育などの健康教育 ・若い女性のやせすぎや中高年の肥満防止等、健康の維持増進のための食育の促進 ・寝たきりにならないための成人期・高齢期の女性への健康づくり支援 ・科学的根拠に基づいた健康情報の収集、提供 	健康課 学校教育課 学校給食センター
【88】 生涯スポーツ活動における女性の活動促進	スポーツ団体における女性の参画拡大に向けた取り組みを促進し、女性が手軽にスポーツに参加できる環境を整備します。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域や家庭で気軽にスポーツに親しむための取り組み ・女性のスポーツ指導者の育成支援 ・スポーツ団体における方針決定・組織運営への女性の参画拡大 	スポーツ推進課
【89】 健康をおびやかす問題への対策	市民の健康を害するおそれのある喫煙や飲酒だけでなく、精神的な悪影響をも及ぼす薬物乱用や HIV/エイズ・性感染症などの予防には、正確な情報提供と積極的な啓発活動が不可欠です。若年層への啓発には、教育現場と協力して推進していきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・HIV/エイズや性感染症の予防対策 ・薬物乱用、喫煙、飲酒の健康被害に関する教育の推進 	健康課 学校教育課

<p>【90】 性差医療についての知識の普及</p>	<p>市民の健康維持のためには、性差に応じた的確な健康支援が必要です。近年、日本でも重要視され始めた性差医療の情報をできるだけ早く市民に提供し、男女で異なる罹患状況などに対応した生活習慣の改善や心身の健康保持に役立っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性差医療に関する知識の普及 ・健康や医療サービス提供に関する男女別データなど性差医療に関する情報提供 ・性差に応じたがん検診（乳がん・子宮がん・前立腺がん）や生活習慣病の予防施策の推進 	<p>健康課</p>
--------------------------------	---	------------

(2) 女性の生涯にわたる健康づくりへの支援

女性には、乳幼児期、思春期、妊娠・出産・授乳期、更年期、高齢期等人生の各段階に応じた健康上の問題があります。しかし、これまで、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の考え方が十分には認識されてきませんでした。また、女性の健康は、主に妊娠・出産・授乳期を中心に捉えられ、生涯を通じた重要な問題であるという理解が必ずしも十分ではありませんでした。

このことを踏まえ、女性が生涯の健康を享受できるように、総合的な取り組みを進めます。

<施策>

<事業>

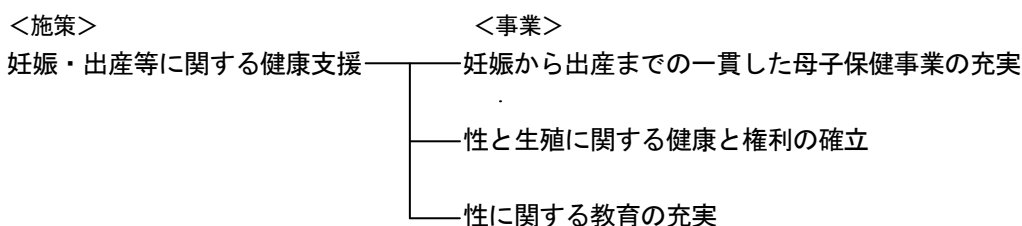
女性の生涯にわたる———思春期・成人期・更年期・高齢期の健康づくりへの支援
健康づくりへの支援

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【91】 思春期・成人期・ 更年期・高齢期の 健康づくりへの支 援	妊娠・出産・更年期など生涯を通じて大きく変化する女性の健康に対し、日頃からの健康づくりや心身の健康についての的確に自己管理を行うことができるように健康づくりを支援します。 ・思春期のこころや性に関する悩みへの相談業務の充実 ・避妊・妊娠・不妊・性感染症・更年期障害についての知識の普及及び相談業務の充実	健康課

(3) 妊娠・出産等に関する健康支援

女性は妊娠や出産をする可能性があり、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題を持っています。この性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)について、男女ともに正しい知識を持つことができるように、啓発活動に取り組みます。リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは、誰もが身体的・精神的・社会的に良好な状態で安全で満足な性生活を営めること、また子どもを産むかどうか、産むならばいつ、何人産むかを決定する自由を持つことを基本的な人権として認めるという理念です。

また、妊娠・出産に関する健康支援の充実を図り、若年層における妊娠、中絶、AIDS等、性に関わる問題にも対応できるよう政策を進めます。



事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【92】 妊娠から出産までの一貫した母子保健事業の充実	地域において安心して安全に子どもを産み育てることができるように、支援体制を充実させます。 ・赤ちゃんを迎える教室の充実 ・保健師・助産師・母子保健推進員による家庭訪問や相談業務の充実 ・妊婦健康診査受診の勧奨 ・ハイリスク妊産婦への継続支援	健康課
【93】 性と生殖に関する健康と権利の確立	子どもを産む・産まないに関わらず、女性は妊娠や出産をする可能性を持っています。この性差による健康上の問題を正しく理解できるように、学習機会の充実を図り、知識の普及を進めます。 ・「性と生殖に関する健康と権利」の考え方を理解する学習機会の提供 ・啓発用パンフレットの作成	健康課
【94】 性に関する教育の充実	児童・生徒が発達段階に応じて適切な行動が取れるように、性や性感染症等に関する正しい知識を教えられる教育現場等のスタッフ研修を充実させます。 ・発達段階に応じた適切な、性教育やHIV/エイズ等の教育の推進 ・性教育に携わらなければならない教職員や保育士などへの研修の充実	学校教育課 子育て支援課 男女共同参画室

プランの数値目標とモニタリング指標 <Ⅲ 自立する>

プランの進捗状況を検証・評価するため、次の事業について計画期間中に達成すべき「数値目標」と、男女共同参画の推進状況について今後の参考とするための「モニタリング指標」を設定しました。

数値目標

事業	項目	数値	
		現状	目標
【58】	男性のライフセミナーの開催数 ※新たに、男性を対象としたライフセミナーを開催する。	—	年3回
【60】	病態別栄養教室(生活習慣病対策の栄養教室)の男性の参加割合	0.0%	20.0%
【63】	こころの健康相談日の設置回数	年12回 (1か所に設置)	年24回 (2か所に設置)
【69】	介護予防コミュニティ事業の実施地区数	5地区	17地区
【81】	防犯灯の設置数 ※計画期間内(平成23年度～平成28年度)において新たに設置する防犯灯の数	—	200か所
【90】	がん検診受診率	(平成21年度)	
	(1)乳がん(40歳以上の女性)	19.4%	40.0%
	(2)子宮がん(20歳以上の女性)	20.0%	40.0%
	(2)前立腺がん(40歳以上の男性)	27.5%	40.0%

※数値目標の「現状」は平成23年1月末、「目標」は平成29年3月末を基本とし、それ以外の場合は別途()で示します。

モニタリング指標

事業	項目	現状の数値
【60】 ～ 【62】	家事の分担について「主に妻が担っている」と答えた人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	(平成22年1月)
	(1)掃除	60.3%
	(2)洗濯	75.6%
	(3)食事のしたく	79.9%
	(4)食事の後かたづけ	64.2%
	(5)家族の介護	19.8%
【61】	(6)子どもの育児・教育	27.2%
	赤ちゃんを迎える教室の父親参加数	(平成21年度) 191人
【71】	(1)独居高齢者数	(平成22年7月) 2,980人
	(2)寝たきり高齢者数	162人
【78】	ドメスティック・バイオレンス(DV)について (男女共同参画に関する市民アンケートより)	(平成22年1月)
	(1)暴力を受けたことがある人の割合	女性:12.1% 男性: 3.3%
【80】	(2)暴力を受け、どこ(誰)にも相談しなかった人の割合	女性:33.3% 男性:41.2%
	セクシュアル・ハラスメント防止モデル事業所の紹介	0事業所
【85】	DV相談件数	(平成21年度) 78件
【87】 ～ 【89】	性差に配慮した健康づくり (丸亀市健康増進計画中間評価アンケート調査より)	(平成22年11月)
	(1)過去1年間の健康状態がよいと思う人の割合	81.2%
	(2)日頃から意識的に運動している人の割合	62.3%
	(3)食生活がよいと思う人の割合	78.8%
	(4)喫煙者の割合	12.9%

※モニタリング指標の「現状の数値」は平成23年1月末を基本とします。それ以外の場合は別途()で示します。

